

専任の主任技術者の兼務が認められる例

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱い

(1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、②工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

● 専任の主任技術者による兼務が認められる例



現場代理人及び技術者の兼務条件

	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		
	請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の工事		請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事		元請負工事における下請総額4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上
技術者	主任技術者		主任技術者		監理技術者
条件	丹後土木事務所管内(※1)	左記以外	近接関連工事(※2)	左記以外	全て
技術者の兼務	可(非専任)		可	不可	不可
現場代理人の兼務	可	不可	可	不可	不可
(※1)当初請負金額の合計が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)未満の工事(増額変更で3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)を超えても兼務は継続可能) (※2)近接関連工事：工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事					

現場代理人が兼務する場合の共通条件

件数	2件まで
発注者	京丹後市、京都府、国及び地方公共団体等の発注に限る。 (ただし、京丹後市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
連絡員	兼務する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 (連絡員は、元請業者の社員のほか、一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。)
所在	兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。